

今月の経理情報

2006年 7月

今回のテーマ： 通勤手当の取扱い

通勤手当の支給にかかる税務上の取扱いは、つぎのとおりです。

所得税

1) バス・鉄道等の交通機関の利用による場合

1ヶ月当たり100,000円を上限とし、合理的な運賃相当額については給与課税の必要はありません。「合理的な運賃」とは、実際に利用した経路についての実費精算にこだわらず、時間、距離、乗車賃等を総合的に勘案し、会社までの最も経済的、合理的な経路による運賃をいいます。

2) 自動車、自転車等を利用している場合

通勤区間の距離(片道)	非課税額(1ヶ月あたり)
2km未満	全額給与課税
2km以上10km未満	4,100円
10km以上15km未満	6,500円
15km以上25km未満	11,300円
25km以上35km未満	16,100円
35km以上45km未満	20,900円
45km以上	24,500円

ただし、片道15km以上で自動車等自らの交通用具を使用している者が、交通機関を利用したとすると、負担することとなる額が上表の金額を超えるときは、100,000円を限度としてその運賃等の額までは非課税です。

3) 交通機関および交通用具を併用する場合

最寄駅まで自転車で通勤する等、交通機関と交通用具を併用する場合があります。この場合は、交通用具の使用区間についてはの金額の範囲内とし、交通機関の運賃との合算額によって非課税限度額を計算します(総額100,000円が限度)。

消費税等

通勤手当のうち、その通勤に通常必要であると認められる金額は、課税仕入となります。

- 1) 自転車通勤等で運賃の支払がない場合でも、所得税法上非課税とされる範囲内の通勤手当は、課税仕入としてもかまいません。
- 2) 通勤手当の一部が給与課税されるものについても、通勤に必要であったり、通勤に充てられる乗車賃等は、課税仕入となります。

お見逃しなく!

1. 新幹線の通勤定期代も、一般の通勤定期代と同様に取扱われます。グリーン車を利用する場合の割増料金は、給与課税の対象となります。
2. 外形標準課税対象法人にかかる付加価値割の報酬給与額の取扱い
所得税の取扱いと同様です。非課税とされる額は課税対象外で、給与所得に該当する額は課税対象となります。